

決算特別委員会産業建設分科会

H 2 5 . 8 . 2 8 (水)

午前 1 0 時 ~

場所：第 3 委員会室

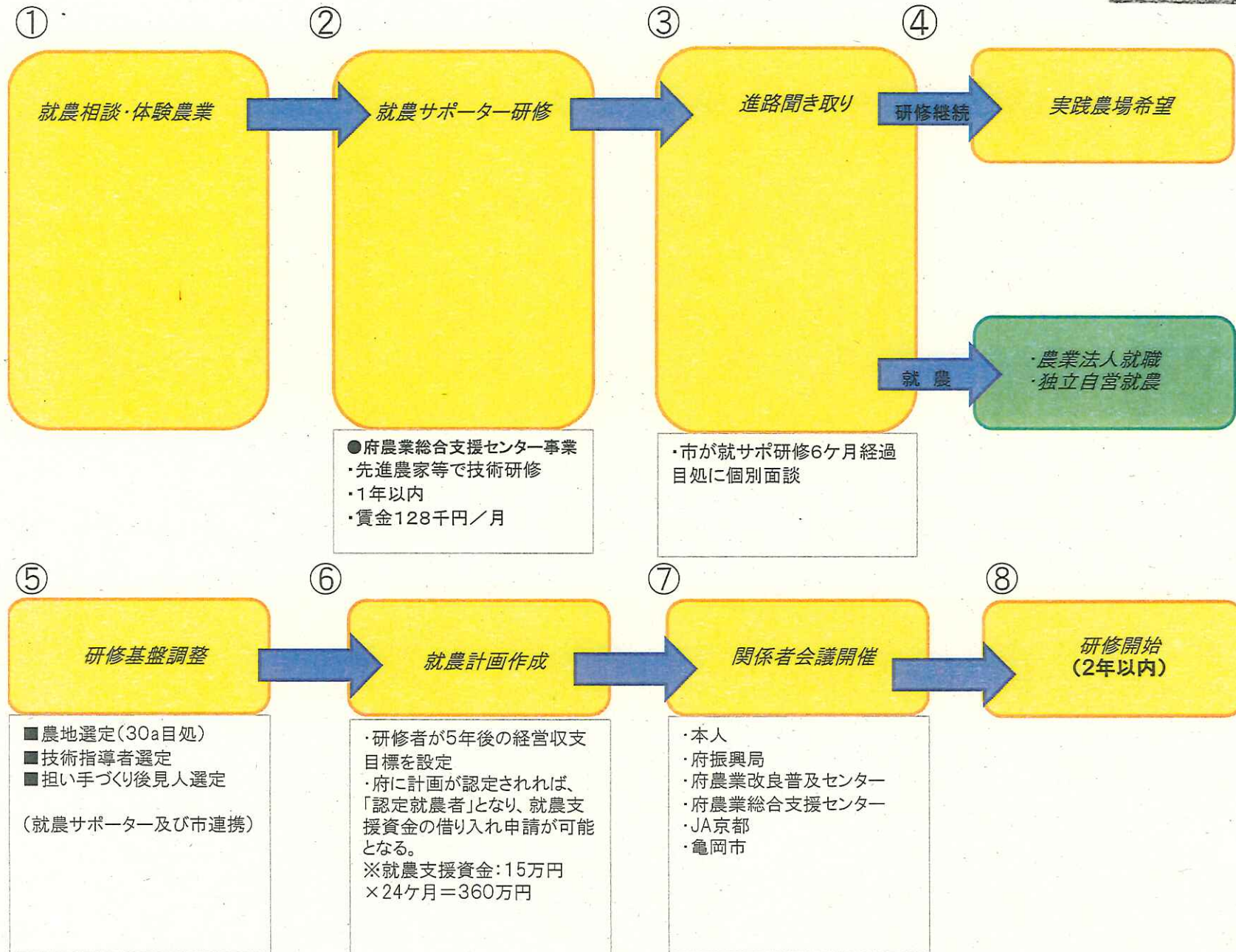
1 開 会

2 事務事業評価対象事業について

(1) 農業担い手づくり育成事業に係る状況把握
(産業観光部説明、参考人意見聴取)

(2) 事業選定の再検討、論点整理

3 その他



平成22年度～就農サポート研修者の就農状況

就農状況			人数
亀岡市内	定着	自営就農	5
		雇用就農	2
	定着希望	自営就農希望者	7
		雇用就農希望者	1
	研修後未定		5
	合計		20
亀岡市外・その他	自営就農・雇用就農		3
	離脱・不明		9
	合計		12
就農サポート研修者合計			32

担い手養成実践農場 《 予 算 》

単位:円

予算科目	内 容	平成24年度当初予算	平成24年度決算	平成25年度当初予算
報 償 費	後見人報償金	240,000	70,000	295,000
需 用 費	研修用農地整備費 (土壌改良剤等)	—	169,113	200,000
使用料及び賃借料	研修用機械整備費 (機械賃借料)	—	118,400	1,052,000
負担金補助及び交付金	研修用施設整備費 (パイプハウスリース料補助)	3,460,000	147,770	2,460,000
計		3,700,000	505,283	4,007,000

担い手養成実践農場支援内容

■『就農準備型』＝ 技術習得研修(2年以内)

■『経営開始型』＝ 農業法人等で研修を実施していた者の即就農を支援(1年以内)

実施主体	支援項目	支援方法	支援額(上限)	
				うち府(上限)
京都府農業総合支援センター	技術指導者の設置(就農準備型:1年目)	指導者へ支払い(指導謝金)	50,000円/月	50,000円/月
	“(就農準備型:2年目、経営開始型)”	“	20,000円/月	20,000円/月
	研修・就農用農地の借り上げ	地権者へ支払い(賃借料)	賃借料(2年以内)	全額
	住宅家賃補助	研修者へ支払い	20,000円/月	20,000円/月
	第三者経営継承のアドバイザー派遣	アドバイザーへ支払い	謝金	全額
亀岡市	担い手づくり後見人の設置	後見人へ支払い(報償金)	5,000円/月	2,500円/月
	研修・就農用農地の整備	整備主体へ支払い	100,000円	50,000円/月
	研修・就農用施設の整備(ハウス等新設)	研修者へ支払い(リース料)	600,000円/年	300,000円/年
	研修・就農用施設の整備(中古)	“	300,000円/年	150,000円/年
	研修・就農用機械の整備	機械所有者へ支払い	240,000円/年	120,000円/年
	住宅の改修	修繕主体へ支払い	1,250,000円	625,000円

担い手養成実践農場 一人当たり事業費 《試算》

実施主体	支援項目	積算	補助率	事業費	府負担額	市負担額
京都府農業総合支援センター	研修用農地地代	賃借料単価×賃借面積 ※注1 (例: @8千円/10a/年×30a×2年)	10./10	48千円	48千円	—
	技術指導者謝金	1年目: @50千円×12ヶ月 2年目: @20千円×12ヶ月		840千円	840千円	—
亀岡市	後見人報償金	@5千円/月×24ヶ月	府 1/2 市 1/2	120千円	60千円	60千円
	研修用農地整備費 (土壌改良剤等)	@100千円(上限)×1回(1年目限り)		100千円	50千円	50千円
	研修用機械整備費 (機械賃借料)	@240千円/年(上限)×2年		480千円	240千円	240千円
	研修用施設整備費 (パイプハウス等リース料補助)	※注2 '@600千円/年(上限)×2年(新設)		1,200千円	600千円	600千円
実践農場 計				2,788千円	1,838千円	950千円

※注1: 地代は地域ごとに、面積は農場ごとに設定されるため、実際の補助金は研修農場ごとに異なります。

※注2: 上記は新設の場合。既存施設の修繕で研修用施設を確保する場合は、事業費上限@300千円/年となります。

亀岡市担い手養成実践農場整備支援事業実施要領

1 目的

地域農業の担い手の確保・育成を図るため、京都府農業総合支援センターと連携し、新規参入希望者を技術習得から就農まで一貫して支援、また、独立・自営就農の開始を支援する実践的な研修等の場を整備することにより、意欲と意志を有する将来の地域農業を牽引する中核的な担い手を育成する。

2 事業の内容

(1) 就農準備型

技術研修から就農までを一貫して支援(2年以内)

(2) 経営開始型

独立・自営就農の開始を支援(1年以内)

(3) 事業実施主体等

市長は、担い手養成実践農場(以下「実践農場」という。)に必要な別表に掲げる事業(直接事業、補助事業)を実施できるものとする。

なお、就農準備型で研修した者に対して、経営開始型を実施することはできないものとする。

3 実施手続

(1) 実践農場設置承認

ア 実践農場研修等希望者は、担い手実践農場設置承認申請書(本要領別紙様式1)を作成の上、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

イ 市長は、提出のあった担い手実践農場設置承認申請書の内容が適当であると認める場合は、当該担い手養成実践農場設置承認申請を承認し、研修等希望者へ担い手養成実践農場設置承認通知書(本要領別紙様式2)により通知する。

ウ 設置承認申請の内容に変更が生じた場合は、ア、イの手続きに準じて行う。

(2) 事業の実施

市長は、担い手養成実践農場設置承認内容に従って事業を実施するものとする。

(3) 補助金交付申請

補助事業を受けようとする者は、農業振興助成金交付要綱(平成19年7月1日亀岡市告示第136号。以下「要綱」という。)第3条の規定による亀岡市農業振興助成金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

なお、要綱第5条の規定による変更届出書の様式は、別記第3号様式とし、提出先は申請書と同様とする。

(4) 交付の決定及び通知

市長は、(3)の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、その適否を亀岡市農業振興助成金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(5) 実績報告

補助事業を受けようとする者は、事業が完了した時は、要綱第6条の規定による実績報告書(別記第4号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(6) 補助金の確定交付

市長は、(5)に規定する実績報告を受けたときは、必要な調査を行い、相当と認めたときは、助成金額を確定し申請者に亀岡市農業振興助成金確定通知書により通知してこれを交付する。ただし、「別表」【補助事業】1 研修用施設整備事業(経営開始含む)について、研修者及び就農者(以下「研修者等」という。)と京都府農業総合支援センターとの間で研修・就農用施設賃貸借契約書が締結されている場合は、交付決定の時点で額が確定することから、交付決定をもってこれを交付する。

別 表

【直接事業】

事業種目	事業実施 主体	事業内容	対象経費(上限)
1 担い手づくり後見人設置事業	亀岡市	(1)担い手づくり後見人の設置 及び活動 実践農場における研修者等の円滑な研修、就農を支援するため、次の活動を行う担い手づくり後見人(以下「後見人」という。)を設置する。 ア 地域での調整を通じて実践農場における研修者等の就農地、住居、作業場等の確保支援	5,000 円/月

		イ 研修者等の生活に関する助言 ウ 研修者等の地域との交流を通じた信頼関係の醸成支援 (2)対象経費 研修期間(就農準備型:2年以内、経営開始型:1年以内)中の(1)の活動に対する報償金として月額5,000円を後見人へ支給する。	
2 研修用農地整備事業(経営開始を含む)	亀岡市	(1)研修・就農用農地の整備等 実践農場における円滑な研修を可能にするため、次のすべてを満たす水準の農地整備を行う。 ア 耕起(荒起し・砕土)が行われていること。 イ 畦畔の草刈り、水路清掃が行われていること。 ウ 地域やほ場の実態に応じた土壌改良資材が施用されていること。 なお、実施は1実践農場当たり1回限りとし、原則として研修開始前に整備を完了するものとする。 (2)対象経費 排水作業、水路清掃作業、草刈作業費、耕起作業、土壌改良資材購入・散布、その他(1)の整備水準を満たすための作業に要する経費(機械・備品の購入費を除く。)	100,000 円
3 研修用機械等整備事業(経営開	亀岡市	(1)研修・就農用機械等の整備 実践農場における研修・就農条件を整備するため、農業機械	240,000 円／年

始を含む)		等を確保する。 (2)対象経費 実践農場の研修(指導)カリキュラムに従って実施する研修等に必要な農業機械等の賃借料 なお、農業機械等の賃借料は、「別紙」農業機械等の賃借料単価表のとおりとする。	
-------	--	--	--

【補助事業】

事業種目	事業実施主体	事業内容	補助額(上限)
1 研修用施設整備事業(経営開始を含む)	研修者	(1)研修・就農用施設の整備 実践農場における研修等条件を整備するため、パイプハウス等を確保する。 (2)補助対象経費 研修者等が実践農場の研修(指導)カリキュラムに従って実施する研修等に必要な研修・就農用施設を京都府農業総合支援センターから賃借する場合の賃借料	(新設)600,000 円／年 (中古)300,000 円／年
2 住宅改修支援事業	研修者等	(1)住宅の改修 研修者等が居住するための住居について、農場設置集落又はその近隣集落から空き家等を購入し、修繕を実施する場合にその改修費用を支援する。 (2)対象経費 研修者等が研修をするために購入した住宅について、必要な修繕を行う場合の修繕費	1,250,000 円
3 その他市	農業協同	上記直接事業をその他の団体等が	直接事業対象経費

長が認める 場合	組 合、農 家組合等	事業実施主体として行った場合、直接 事業対象経費	
-------------	---------------	-----------------------------	--

4 予 算

市長は、当該事業の実施に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及び要綱の定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

5 その他

- (1) この要領は、平成23年度事業から適用する。
- (2) この要領は、平成24年2月1日から施行する。
- (3) この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については市長が別に定めるものとする。
- (4) この要領は、平成25年1月4日から施行する。

平成25年9月25日（水） 日程

予定時間	議案番号	会計名等	理事者	備考
10:00～		全体会 委員長あいさつ、理事者あいさつ 決算状況説明		
10:30～	第〇号	上水道事業会計 (歳入歳出一括説明～質疑)	上下水道部	
11:40～	第〇号	簡易水道事業特別会計 (歳入歳出一括説明～質疑)	〃	
13:00～	第〇号	下水道事業会計 (歳入歳出一括説明～質疑)	〃	
14:00～	第〇号	地域下水道事業特別会計 (歳入歳出一括説明～質疑)	〃	
14:40～	第〇号	一般会計（産業観光部所管分） (説明～質疑) ・歳出（5～6款） ・歳出（7款）	産業観光部	

平成25年9月26日（木） 日程

予定時間	議案番号	会計名等	理事者	備考
10:00～	第〇号	一般会計（産業観光部所管分） ・歳出（7款）質疑～ ・歳入	産業観光部	
11:00～	第〇号	一般会計（まちづくり推進部所管分） (説明～質疑) ・歳出（8款河川費まで） ・歳出（8款都市計画費から） ・歳入	まちづくり推進部	
14:30～		その他（現地視察等を行う場合）		

平成25年9月27日（金） 日程（場所：全員協議会室）

予定時間	議案番号	会計名等	理事者	備考
10:00～		事務事業評価 ・農業担い手確保・育成支援事業	産業観光部	
11:00～		事務事業評価 ・商店街等活性化事業	〃	
13:00～		事務事業評価 ・交通安全施設整備事業	まちづくり推進部	
14:00～		分科会（討論・採決）		

平成25年9月30日（月） 分科会予備日**平成25年10月1日（火） 日程**

予定時間	議案番号	会計名等	理事者	備考
10:00～		分科会（委員長報告確認）		
上記終了後		全体会（分科会委員長報告、事務事業評価結果）		
上記終了後		会派会議		
13:00～		全体会（討論、採決）		